

最低工賃の廃止決定に関する公示

新潟労働局最低工賃公示第2号

家内労働法（昭和45年法律第60号）第10条の規定に基づき、新潟県洋食器・器物製造業最低工賃（平成13年新潟労働局最低工賃公示第3号）を令和8年4月12日限り廃止する決定をしたので、同法第12条第1項の規定により公示する。

令和8年4月13日

新潟労働局長 黒部 恭志